ハ　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

ニ　送信又は受信する電波の偏波は、次のいずれかであること。

(1)　一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下又は二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の場合　水平偏波、垂直偏波、右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）又は左旋円偏波（円偏波であつて、電界ベクトルの回転の方向が右旋円偏波と反対であるものをいう。以下同じ。）

(2)　(1)以外の無線設備の場合　水平偏波、垂直偏波、右旋円偏波若しくは左旋円偏波又は水平偏波及び垂直偏波の組合せ若しくは右旋円偏波及び左旋円偏波の組合せ

［二～四　略］

（インマルサット船舶地球局等の無線設備の条件）

第四十条の四　［1・2　略］

3　インマルサット船舶地球局のインマルサットM型の無線設備は、第一項各号（第五号を除く。）に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

ハ　一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下又は二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものの空中線電力は、各空中線端子における値の総和とする。

ニ　送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波又は円偏波であること。

三　空中線の条件

［イ　略］

ロ　送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

［四　略］

［4～6　略］

別表第一号（第5条関係）

［略］

注　［1～30　略］

31　次に掲げる固定局，陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は，この表に規定する値にかかわらず，次のとおりとする。

［(1)・(2)　略］

(3)　削除

［(4)～(21)　略］

［32～57　略］

別表第二号（第6条関係）

第1　占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
F2A F2B F2D F2N	200kHz	地上基幹放送局の無線設備

三　［同上］

［イ　同上］

ロ　送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）であること。

［四　同上］

［4～6　同上］

別表第一号（第5条関係）

［同左］

注　［1～30　同左］

31　［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　940MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する固定局（放送の業務の用に供するものに限る。）

ア　100W以下のもの　100（10^{-6}）

イ　100Wを超えるもの　50（10^{-6}）

［(4)～(21)　同左］

［32～57　同左］

別表第二号（第6条関係）

第1　占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
［同左］	［同左］	［同左］
［同左］	［同左］	［同左］
F2A F2B F2D F2N	400kHz	940MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用して放送中継を行う固定局の無線設備
	200kHz	地上基幹放送局の無線設備